（港湾台帳） **第十四条**　（略） 2　（略） 3　図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。 一　区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。 イ～ニ　（略） ホ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域 二・三　（略） 4　（略）	（港湾台帳） **第十四条**　（略） 2　（略） 3　図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。 一　区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。 イ～ニ　（略） ホ　漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域 二・三　（略） 4　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二条第二項第一号イ及び第二号の規定に基づき、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

○国土交通省令第五十一号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部改正）

第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公園の施設） **第二条**　令第一条第十二号に規定する主務大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。 （災害状況報告の様式） **第四条**　令第一条に規定する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道及び公園について災害が生じた場合における令第五条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。	（公園の施設） **第二条**　令第一条第十一号に規定する主務大臣の指定する施設は、植栽及びいけがきとする。 （災害状況報告の様式） **第四条**　令第一条に規定する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道及び公園について災害が生じた場合における令第五条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都市開発事業に係る公共の用に供する施設） **第二条**　法第二条第二項第一号イの国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三‖水道 四～九‖（略） （都市開発事業に係る都市機能の増進に資する施設） **第四条**　法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一‖（略） 二‖水道 三‖（略）	（都市開発事業に係る公共の用に供する施設） **第一条**　法第二条第二項第一号イの国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （新設） 三～八‖（略） （都市開発事業に係る都市機能の増進に資する施設） **第四条**　法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　（略） （新設） 二‖（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。